

地球の段と星の舟

v1.1 / 2026-10-11

Gugen株式会社 内部検討用草稿（構想・未実証）

目次

循環型社会の地球規模化と、宇宙戦争を起こさない仕組み ― 構想書 v1.1

§0 一文の要約

§1 地球の段（2060～2100） ― 船団から地球の網へ

循環を都市の中で閉じず、地球に開く

海の構想から持ち越す限界

既存の到達点 ― 国境の外にも制度はある

§2 戦争が起こる条件と、起こさない仕組み

四つの条件は、単独の法則ではない

① どの舟も武装しない ― 宣言に検証を付ける

② 舟と舟の間の航路は誰のものでもない ― 風穴を残す

③ 資源と居住の台帳を全舟で共有する ― 返礼を閉じない

④ 個人の退出・船団の分離 ― 閉じ込めない

⑤ 先制の利益を消す構造 ― 一撃で奪える中心をつくらない

⑥ 紛争の裁き方 ― 第三者・くじ・輪番を分けて使う

六つを同時に置いても残る弱点

§3 当社の立ち位置

§4 公開面に出す文言案

SPACE段（2100）

「地球の段」をHPに一枚足す場合

§5 出典一覧・確認方法・要確認

要確認表 ― 確定根拠に混ぜない

改訂記録

v1.1（改訂日：2026-10-11）

地球の段と星の舟

循環型社会の地球規模化と、宇宙戦争を起こさない仕組み — 構想書 v1.1

〔事実〕作成日：2026-10-11。改訂日：2026-10-11／Working（内部検討用の叩き台）。前提
はCEO同日指定と『世界観の正本 v2』§0-2・§1・§2・§4-5・§6、『海の住まい』構想書、『世
界観ページ レビュー依頼書』。CEOの「地球論は、水上都市で築いた循環型社会の構築と、宇宙
戦争が起こらないようにするための仕組みを踏まえて作る」を本書の出発点とする。HPへの反
映、契約、資金支出、対外送信は実施していない。

〔解釈〕〔事実〕は確認した資料・指示の記載、〔願い〕は目指す姿、〔解釈〕は当社の読みと設計
仮説、〔試算〕は仮定による計算を指す。本書は技術性能・費用の試算を置かない。2060～2100
は問いを置く時間軸で、実現時期の保証ではない。地球の段は既存の五段に制度のつながりを補
うもので、HPの段数・名称を確定する決定ではない。

§0 一文の要約

〔願い〕海の段で循環が確認できた場合に限り受け継ぐ問いとして、燃料の外部補給と寄港への
依存が残る都市の網で、資源が巡り、人が出ていける地球の暮らしを育て、その原理を非武装・
開かれた航路・検証できる共有・退出の保障へつなぎ、星の舟が互いを征服する必要を減らす。

§1 地球の段（2060～2100） — 船団から地球の網へ

循環を都市の中で閉じず、地球に開く

〔願い〕海の段で目指すのは、都市そのものが海洋を移動できる暮らしである。地球の段では、
複数の都市が季節、修繕、資源、受け入れ先に応じて位置と関係を組み替え、陸の都市・港・農
地とも結ばれる。海上だけで完結する新しい世界をつくるのではなく、地球上の生活の支えを一
つの場所に閉じ込めない。

〔解釈〕「地球規模の循環型社会」とは、同じ都市が水や廃棄物を回収することに加え、余剰、不
足、修理能力、居住の余地を地域間で融通し、誰が負担しているかを追える状態を指す。回収した
物を別の地域へ押し出しただけでは循環と呼ばない。採取から再使用・処理までの物質の行方、
輸送と移動に要するエネルギー、海への排出、受け入れる陸の負担を含めて判断する。

〔解釈〕同じ原理は、**村の環→街の網→海の船団→地球の網**と読める。村の中央を権力者の家で埋めず、街の結び目を唯一の都心にせず、船団の補給を一隻に集中させず、地球の航路を一者の関所にしない。「中心が空いている」は責任者不在を意味しない。運航、医療、会計などの責任者は必要だが、その役割を生命維持と居住の独占権へ変えないという原則である。

〔解釈〕「門のない境界」は、法や防疫をなくす意味ではない。入域条件を公開し、拒否の理由と異議申立てを用意し、出る人の持分、移動費、次の住まいを扱う。誰でも出入りできるという思想を、受け入れ能力も身分上の制約も無いという事実には置き換えない。「誰のものでもない航路」は航路の領有を避ける願いで、航行中の事故責任まで消す宣言ではない。

〔願い〕網を支えるのは、①生活に必要な物質の出入り、②余剰と不足の融通、③居住・移動の受け入れ、④事故時の救援、⑤負担と決定の記録の五つとする。水、食料、部品、エネルギーは同じ単位で足し合わせず、品目別に量と品質、所在、利用可能時刻、更新日時を示す。共有の台帳は実物の在庫と照合し、記録するだけで物が届くとは考えない。

〔解釈〕交換様式Aを互酬、Bを保護と服従、Cを商品交換、DをAの高次の回復とする思想の読みは、正本§1を引き継ぐ。ただし国家の保護や市場の調達を消して純粋な互酬だけにする案ではない。共同の返礼が閉鎖的な義務になることを避け、参加しない自由も置く。**Dを設計・達成したとは言わず、閉じた関係に風穴を残すことを私たちの読みとする。**柄谷行人の原典の章・頁は未確認であり、直接引用の根拠にはしない。

海の構想から持ち越す限界

〔事実〕海の構想書v2.1は海洋を移動する都市を前提とし、燃料の外部補給と寄港への依存が残る。循環は未実証である。本書は海の段で循環が確認できた場合に限り受け継ぐ問いを置き、費用桁・避難条件を成立根拠へ流用しない。移動都市の推進・曳航・耐航性・受け入れ港・法的扱いは本書で検証していない。

〔解釈〕災害への備えは、避ける・耐える・退く of 三層を引き継ぐ。平時に航路を選べることと、津波警報後や台風直前に都市ごと退避できることは別である。移動に時間とエネルギーを要し、港と避難先も同時に被災する場合がある。移動不能な一隻が出ても救援と退出を保てるかを、網の成立条件にする。

既存の到達点 — 国境の外にも制度はある

対象	〔事実〕確認した到達点	〔解釈〕引き継げるものと限界
国連海洋法条約（UNCLOS）	S1はトレヴェスの2008年講義資料で、条約原文ではない。87・89・94条は指定原文PDF未取得のため〔事実〕の根拠から外す。[S1]	航路を一国の領土にしない土台。公海は無法地帯でも完全非武装域でもなく、移動都市の無国籍化を認める根拠にはならない。

対象	〔事実〕 確認した到達点	〔解釈〕 引き継げるものと限界
南極条約	平和利用と軍事的措置の禁止、科学協力、査察を規定（I・III・VII条）。科学等の平和目的の軍人・装備使用は排除しない。[S2]	非武装と検証を組にする類例。居住する大都市の産業・生活保障まで実証した制度ではない。
ISSの多国間運用	ESAの説明は1998年政府間協定、機関間覚書、実施取決めの層と、利用権・各国管轄の分担を示す。[S3]	全員を一つの国家にせず共同運用する参考。国家・地上補給への依存を保つ少人数の施設で、自治する船団の証拠ではない。
宇宙条約（1967）	自由な探査利用・非領有（I・II条）、大量破壊兵器の配置禁止と天体の平和利用（IV条）、国家責任・管轄（VI・VIII条）を定める。[S4]	非領有と責任の両立が土台。宇宙全域のあらゆる通常兵器まで一律禁止しているとは読まない。
アルテミス合意（2020）	§10は資源採取・利用の条約整合性、§11は有害干渉を避ける通知・調整と安全区域を扱う。[S5]	行為を事前に見えるようにする参考。安全区域を恒久の領地へ変えない条件が必要で、全世界を拘束する軍縮条約ではない。
月その他の天体協定（1979）	3条の平和利用、11条の共同遺産と、開発が実行可能となる際の国際制度・利益配分を規定する。[S6]	資源を共同の問題として扱う原則。条文が存在することと、全宇宙活動国が参加し実装したことは別である。
軍備管理と第三者	南極の非軍事化・査察に加え、化学兵器禁止条約IX条には疑義の照会とチャレンジ査察がある。[S2・S7]	合意違反を確かめる手順の参考。査察には適用範囲、秘密保護、濫用への対処が要り、条約だけで違反が消えるとはしない。

〔解釈〕ここから言えるのは、共有域を奪い合わない約束と、異なる主体が一緒に使う手順を人類が既に持つことまでである。循環型の移動都市網や非武装の宇宙船団が実証済みという結論は出ない。地球の段は、既存制度を無効にする宣言ではなく、生活を支える協定をその上に重ねる構想である。

§2 戦争が起こる条件と、起こさない仕組み

四つの条件は、単独の法則ではない

〔事実〕Fearon（1995）の論文要旨は、合理的な主体でも戦争が生じる仕組みとして、能力・決意についての私的情報と誤表示の誘因、互いに望む合意を守ると信頼できる約束ができない状況を示す。[S8] Jervis（1978）は、防衛のための行為が相手を脅かす安全保障のジレンマを論じ、攻撃有利・攻守の識別困難な状況では先に攻撃する誘因が強まるとする。第一次大戦前の欧州への類似も論じる。[S9]

〔解釈〕本書の「資源の独占・先制の利益・逃げ場の無さ・不信」は、上記理論を舟の設計へ翻訳する四つの着眼点であり、学界の合意した四要因モデルではない。独占は交渉上の力と約束の問題、先制の利益は攻撃の有利さ、不信は情報と検証の問題へ接続できる。「逃げ場の無さ」を宇宙居住の退出不能として捉える部分は当社の仮説で、二論文がそのまま述べた命題ではない。

〔解釈〕資源不足だけで戦争が必然になるとも、十分な資源があれば戦争が無くなるとも言えない。宗教、地位、国内政治、支配者の利益、誤判断を四項目で網羅できない。人を守る機能が一人に集中し、拒否すれば死ぬ環境では、交渉と強制を区別しにくい。宇宙ではその依存が空気・水・熱・電力に及ぶという仮説を、次の六つの仕組みで検討する。

① どの舟も武装しない — 宣言に検証を付ける

〔願い〕舟は他の舟を攻撃する武器を持たず、兵器の製造・持ち込み・隠匿を禁じる。装備、用途、変更履歴を申告し、利害の異なる検査者による確認と疑義の手続きを置く。推進器、加工設備、通信、運搬機のような兼用技術は、名称ではなく能力と使い方で扱う。

〔事実〕南極条約I・VII条の非軍事化・査察のうちVII条3項の船の査察は南極での揚陸・乗船地点まで。宇宙条約XII条の施設訪問は月その他の天体上のみで、予告と相互主義がある。化学兵器禁止条約IX条の査察は締約国の領域内その他その管轄・管理下の施設・場所を対象とし、理事会は12時間以内に4分の3の多数で濫用として中止できる。いずれも航行中の舟一般への査察権ではない。[S2・S4・S7]

〔解釈〕宇宙で効く可能性は、相手が攻撃準備をしているとの疑いを減らす点にある。効かない可能性は、遠隔地の秘密の工場、査察の遅れ、衝突させられる輸送機、地球側の武装主体である。発覚後に救援を誰が担うかが無ければ、正直な舟だけが脆弱になる。非武装を生命維持設備の防護、接近警戒、退避、証拠保全の放棄とはしないが、防護を攻撃能力へ転換しない境界は未解決である。

〔願い〕航行中の非武装確認は、ここで参照した条約に先例の無い願いである。査察で見る項目の案は装備の能力・用途、推進器と兵器の区別、製造・持込・変更記録、在庫と実物の照合に限る。人の位置・移動履歴・健康・思想は見ない。査察間隔、拒否時の手順、秘密保護は未設計で、検証可能な仕組みとはまだ呼ばない。

〔解釈〕不合格線：兵器と推進器の区別、査察間隔、拒否時の手順、秘密保護を定められなければ不合格。

② 舟と舟の間の航路は誰のものでもない — 風穴を残す

〔願い〕航路の占有、通行料による生命維持の支配、特定の舟への従属を通行条件にすることを避ける。衝突回避の時刻・位置の調整は行うが、調整役に恒久の門番の権限を与えない。救難中の一時制限には範囲、理由、期限、解除と異議の手続きを置く。

〔事実〕既存の類例は宇宙条約I・II・IX条の自由な利用・非領有・相互配慮、アルテミス合意§11の通知・調整である。[S4・S5]

〔解釈〕宇宙で効く可能性は、補給や退出のための通路を支配者から分離する点にある。ただし軌道、接近可能時期、燃料、通信中継は均等には利用できない。「誰のものでもない」だけでは通行能力が保障されず、希少な港や資源拠点の安全区域が実質の封鎖になり得る。代替の補給・経路と、制限を審査する主体まで必要である。

〔解釈〕不合格線：代替航路・補給と期限付き制限への異議申立てを確保できなければ不合格。

③ 資源と居住の台帳を全舟で共有する — 返礼を閉じない

〔願い〕各舟は、資源の在庫・生産・需要、空いている居住枠、移送可能な能力、負担と返礼を共通形式で共有する。欠乏を隠して助けを求められなくなることも、豊かな舟が不足を装うことも減らしたい。交換様式Aの高次の回復、Dへの接近は願いであり、台帳をつくればDが来るという因果関係ではない。

〔事実〕既存の類例は南極条約III条の科学計画・成果の交換、ISSの利用権と運用責任の分担、月協定11条の資源利用制度という原則である。[S2・S3・S6] これらは全住民の居住枠と資源を載せた単一台帳の実証ではない。

〔解釈〕宇宙で効く可能性は、不足を早く共有して救援を調整し、相手の資源を奪う利益を減らす点にある。効かない可能性は、通信遅延、誤計測、偽の在庫、輸送不能である。署名付きの記録でも実物の存在は証明できない。個人名・健康・思想まで全舟に公開せず、共同で必要な集計と、独立監査でのみ確認する詳細を分ける。個人を常時監視する網を「共有」と呼ばない。

〔解釈〕不合格線：実物との照合と個人情報の非公開を両立できず、人の位置の監視を必要とするなら不合格。

④ 個人の退出・船団の分離 — 閉じ込めない

〔解釈〕用語は「都市の離岸」（都市が係留を解き航路を選び直すこと）、「個人の退出」（人が共同体を離れること）、「船団の分離」（舟が船団を離れること）の三つに固定する。安全のための停止は、嵐・衝突・救難等への対処として理由・範囲・期限・解除条件・異議の手続きを示す。支配のための停止は、不服従への罰として移動や生命維持を奪うことであり、認めない。都市の離岸や船団の分離を安全のために止める場合も、個人の退出と救援を別に確保する。

〔願い〕退出・移住・船団からの分離を認め、移動枠、最低限の生命維持、費用の扱い、受け入れ先、家族と要支援者の同行、持分の精算を先に決める。支配への不服従を空気・水・救援の停止で罰しない。「閉じ込めないことが最大の抑止」は私たちの設計上の優先原則として置き、抑止効果の実証済みの順位とはしない。

〔事実〕既存の類例として、南極条約XI条は協議等の平和的紛争処理を、XII条は改正不発効のとき国が脱退できる条件を定める（発効30年後の審査会議の改正が所定期間内に発効しない場合。別途、改正の2年以内の未批准によるみなし脱退もある）。[S2] 個人の退出権の先例からは外す。これは条約当事国の手続きであり、個人に移住の費用や受け入れ先を保障するものではない。宇宙条約V条には遭難宇宙飛行士への援助があるが、自由な移住の制度とは異なる。[S4]

〔解釈〕宇宙で効く可能性は、共同体の内部対立を支配権の奪い合いにせず、離れる選択へ変える点にある。しかし個人の退出と舟全体の分離は別の決定で、多数決の分離に反対する個人にも選択が要る。移動窓が遠く、費用を持ってない人には形式的な自由しかない。分離後の救援と共通安全義務を残し、汚染や損害の責任を退出で免れないようにする。外部侵攻そのものを防ぐ保証にはならない。

〔解釈〕不合格線：移動枠・費用・受け入れ先・要支援者の同行が確保できず、生命維持の停止で罰するなら不合格。

⑤ 先制の利益を消す構造 — 一撃で奪える中心をつくらない

〔願い〕空気、水、電力、食料、加工・修理能力、記録の複製を複数の舟へ分散し、一つの設備や管理者を押さえれば全体が服従する構造を避ける。停止時にも残りの舟が生存と救援を続けられる構成を目指す。資源備蓄を一か所に集めず、分散する設備が同じ故障原因を共有していないかを調べる。

〔事実〕既存の理論上の類例は、Jervisが論じた攻撃有利な状況と、攻撃しても相手の能力を容易に奪えない状況の違いである。[S9] 同論文の軍事的な生存性の議論は、民間生命維持設備を分散した実証ではない。ISSの分担は共同運用の類例であって、先制攻撃耐性の証拠ではない。[S3]

〔解釈〕宇宙で効く可能性は、「いま奪えば全部を支配できる」という期待を小さくする点にある。ただし脆い居住体は攻撃者にとって安価な標的にもなり得る。共通のソフトウェア、唯一の地球補給港、同じ電源部品への依存があれば、数だけ増やしても冗長性は無い。攻撃利益を完全に消したと断定せず、救援や加工能力を含めた依存関係を文章上の故障想定で検討する。

〔解釈〕不合格線：燃料・寄港・地球補給港を含む単一障害点が残ри、一撃で生活を支配できるなら不合格。

⑥ 紛争の裁き方 — 第三者・くじ・輪番を分けて使う

〔願い〕当事者間の協議、利害のない第三者の調停、合意した裁定、手続き違反への不服申立てを順に置く。専門性が要る案件は資格と利益相反を確認した候補から選び、同程度の候補の選出にはくじを使う。議長・監査当番は輪番とし、裁く権限を一つの舟に固定しない。緊急の接近回避と、違反の認定を同じ権限にしない。

〔事実〕既存の類例は南極条約XI条の平和的解決と当事者同意によるICJ付託、ICJ規程36条の管轄、17条の過去に当該事件へ関与した裁判官に関する制限である。[S2・S10] ここで確認した資料に、舟の裁判官をくじ・輪番で選ぶ制度は無い。その二つは当社の提案として区別する。

〔解釈〕宇宙で効く可能性は、勝者が裁きを独占する事態を避け、対立を武力以外の手続きへ移す点にある。効かない可能性は、通信遅延、証拠へのアクセス差、裁定拒否、執行力の欠如である。くじは専門性や独立性を保証しない。違反者への措置も住民全員の生命維持停止にならないようにし、履行確認と救援を分ける。未加盟の主体まで強制的に裁けるとは言わない。

〔解釈〕不合格線：約束を守らせる力が無いので戦争を減らす仕組みとしては未成立。生命維持を止めずに裁定を履行させる手段が無ければ不合格。

六つを同時に置いても残る弱点

弱点	〔解釈〕隠さず置く問いと不成立の条件
監視と自由	非武装を検証する情報が、個人の行動監視や攻撃目標の地図になる。必要情報・閲覧者・保管期間・救済を限定できず、包括的監視しか成立しないなら制度を採らない。
ただ乗り	救援を受けるが平時の負担を払わない舟が続くと協力が崩れる。負担能力に応じた分担と監査を置くが、貧しい舟や子どもを制裁対象にしない。生命維持の停止しか執行策が無いなら設計を戻す。
技術格差	移動・修理・計測できる舟が、できない舟の主権を事実上握る。共通規格、訓練、複数の保守元、退出支援を検討するが、独自技術の強制公開や技術移転の法的問題は未解決である。
地球側の国家	宇宙条約VI・VIII条の国家責任と管轄が残る。[S4] 船団の規約だけで国家から独立できない。打上げ、輸出管理、救援、事故責任を含む合意が必要で、地球の対立が持ち込まれる可能性を残す。
域外の武装主体	非武装の加盟舟が協力しても外部の攻撃者を拘束できない。救援・退避・警戒・国家間の枠組みが無い場合、非武装だけで安全を語れない。
通信と孤立	同期した台帳や即時裁判を前提にすると通信断で制度が消える。古い情報で許される判断、緊急権限の期限、通信回復後の監査を別に定める必要がある。

〔願い〕戦争が起こらない仕組みという題は、戦争ゼロの保証ではなく、戦争を選ぶ誘因と生活の支配を減らす設計課題を示す。評価は「一隻が拒否した」「台帳が偽られた」「輸送が止まった」「地球側が敵対した」場合でも、他の住民が生存・退出できるかに置く。正しい思想を持つ人だ

けが参加するという前提を捨ててから、仕組みを読む。

§3 当社の立ち位置

〔事実〕 正本§4-5の「拠点では着手しない」を維持する。**この段で当社がやるのは、仕組みの設計図を文章として置くことだけである。人工冬眠・宇宙船・ナノは研究対象にしない。**本書は宇宙船開発、海洋都市建造、居住者募集、技術実証、資金調達の開始を意味しない。

〔解釈〕 文章の設計図には、誰が資源を持ち、誰が確認し、誰が異議を述べ、誰が退けるかを置く。仕組み同士が衝突する場面と中止条件を記すことで、未来像を現在の研究実績へ見せかけず、他者が批判できる問いにする。海の循環原理を宇宙へ自動転用できるとも考えない。海と宇宙には移動可能性、救援時間、生命維持の条件に独立した検証が要る。

〔事実〕 名称、HP掲載、対外文言の確定はCEOの判断を維持する。金銭・法務・不可逆・対外の実行には本人確認が必要で、本書作成を承認と扱わない。MCPの不明な承認を一括許可しない。人へ届く送信は下書きまでとし、本書の公開・外部共有は行っていない。

§4 公開面に出す文言案

〔事実〕 以下はHPへの未反映の草案。ラベルを表示し、「構想のみ」と年代の留保を同じ面に置く。SPACEや地球の段の固有名は未確定として、名称に依存しない文言にする。

SPACE段（2100）

欄	文言案
summary（ラベルを除き20字）	〔願い〕 互いを奪わず出ていく自由を残す星の舟構想
現在地 item 1	〔事実〕 当社は構想段階。仕組みの設計図を文章として置いています。
現在地 item 2	〔事実〕 既存の宇宙条約・共同運用・査察制度を参照しています。登録国の許可と管轄は残る。航行中の査察権と個人の退出権は条文から導いていない。
現在地 item 3	〔事実〕 人工冬眠・宇宙船・ナノは研究対象にしていません。
風穴	〔解釈〕 舟と舟の間に、誰の領地にもせず、出ていく人の道を残す。
検証したい問い	〔解釈〕 非武装と検証、資源の共有、出ていける自由を両立させ、互いを支配する誘因を減らせるか。

〔願い〕 **本文1**：2100を問いの目安に、海の段で循環が確認できた場合に限って受け継ぐ問いとして、燃料の外部補給と寄港への依存が残る前提で、互いを奪わず暮らす複数の星の舟を描きます。

〔解釈〕 **本文2**：非武装の検証、誰のものでもない航路、資源の共有、個人の退出・船団の分離によって、戦争を選ぶ誘因を減らせるかを問います。約束の履行手段は未成立です。

〔事実〕 **本文3**：当社は文章による構想のみの段階であり、安全性や戦争の防止は未実証、2100は実現時期の保証ではありません。

「地球の段」をHPに一枚足す場合

欄	文言案
summary（ラベルを除き20字）	〔願い〕 移動する海の都市を結び地球で巡る暮らし案

〔願い〕 **本文1**：2060から2100へ、海洋を移動できる都市と陸の街が、資源・修理・居住の余地を融通する地球の網を描きます。

〔解釈〕 **本文2**：村の環から街の網、海の船団へ続く原理を、中心を独占せず、境界と航路に風穴を残す仕組みとして読みます。

〔事実〕 **本文3**：当社は構想段階で、移動都市の安全性・循環の成立・地球規模の運用は未実証、年は実現時期の保証ではありません。

§5 出典一覧・確認方法・要確認

〔事実〕 確認日はすべて**2026-10-11**。原則は curl -L --fail で公式・研究本文を取得し、HTMLは題名と本文、PDFは表題と抽出本文の該当箇所を確認した。確認済みとは資料の記載確認であり、制度の実効性や構想の安全を第三者認証した意味ではない。下表には取得障害も含め、本文が確認できない資料を確認済みとしない。

ID	出典（題名・URL）	確認した箇所・方法
S1	UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA — Tullio Treves	トレヴェスの2008年講義資料（AのS35と同じ解説）。条約原文ではなく、87・89・94条の逐条確認根拠にはしない。2008年の締約国数は使わない。
S2	The Antarctic Treaty	条約事務局公式PDFをcurl取得、pdftotextで表題、I・III・VII・XI・XII条を確認。

ID	出典（題名・URL）	確認した箇所・方法
S3	<u>International Space Station legal framework</u>	ESA公式HTMLをcurl取得。表題、政府間協定・覚書・実施取決め、管轄・所有と利用権の説明を確認。協定原文の直接引用には用いない。
S4	<u>Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies</u>	UNOOSA公式HTMLをcurl取得。ページ題名 The Outer Space Treaty、条約表題、I・II・IV・V・VI・VIII・IX・XII条本文を確認。1967年条約。
S5	<u>The Artemis Accords: Principles for Cooperation in the Civil Exploration and Use of the Moon, Mars, Comets, and Asteroids for Peaceful Purposes</u>	NASA公式PDFをcurl取得、pdftotextで表題、§10・11を確認。署名国数や全世界の参加状況は本文の根拠にしていない。
S6	<u>Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies</u>	UNOOSA公式HTMLの表題と3・11条を確認。1979年協定。最新の締約国数・国内実施状況は未確認。
S7	<u>Article IX – Consultations, Cooperation and Fact-Finding</u>	OPCW公式HTMLをcurl取得。題名、8～12項のチャレンジ査察、12項の秘密保護、22～25項の検討・濫用対応を確認。
S8	James D. Fearon, <u>Rationalist explanations for war</u> , International Organization 49(3), 1995, pp.379–414	出版社HTMLをcurl取得。表題、著者・書誌、著者論文のAbstractを確認。情報と誤表示の誘因、信頼できる約束の困難に根拠を限定。全文取得できていない。
S9	Robert Jervis, <u>Cooperation Under the Security Dilemma</u> , World Politics 30(2), 1978, pp.167–214	大学掲載の原論文PDFをcurl取得、pdftotextで表題・著者・書誌とpp.186–187、211–214付近の攻撃有利・攻守識別・第一次大戦前欧州の議論を確認。抽出の空白欠落に留意。
S10	<u>Statute of the Court</u>	ICJ公式HTMLをcurl取得。ページ題名 Statute of the Court Of Justice、17・36条本文を確認。くじ・輪番の根拠には用いない。

〔事実〕 取得障害の記録：2026-10-11の本改訂で指定UN原文

https://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf をcurl -L -fail -max-time 40で取得したがHTTP 403。PDFを取得できずpdftotextによる87・89・

94条の確認は未実施。旧稿の別PDFによる確認完了という記録は今回の条文根拠として採らず、S1を2008年講義資料に戻し、当該条文の主張を〔事実〕から外した。宇宙条約・月協定は旧稿の公式HTML確認、Fearonは出版社の著者要旨に限定した記録を引き継ぐ。

〔事実〕文書内検査：§0～5と六つの仕組み、弱点・要確認表、SPACEの現在地3項目と本文3文、地球段の本文3文を照合。二つのsummaryはラベルを除き各20字。本文は約1.2万字でA4約6枚相当の原稿量を目安とし、Markdownのため固定書式による実ページ数は未検証。

要確認表 — 確定根拠に混ぜない

対象	未確認・残る判断	公開前に必要なこと
柄谷行人の交換様式D	原典の章・頁と直接引用は未確認。正本の当社の読みを継承した。	原典照合まで直接引用・Dの実現宣言をしない。
海の移動都市と既存構想書	係留案と移動都市の前提に差がある。航行と退出の技術・法的扱いは未検証。	海の書の改訂と照合し、移動都市の実証を示す文言を避ける。
戦争の四条件	網羅的な原因分類ではない。資源独占・退出不能の具体的因果は本書の仮説。	専門家による反例・適用範囲の点検。
六つの仕組みの効能	宇宙での抑止・非武装・救援の安全効果は未実証。	外部攻撃、査察拒否、欠乏、通信断の反例で文章を点検する。
宇宙資源と安全区域	資源権の具体的国内法、条約解釈、区域設定の運用は未確認。	法的判断や対外の約束をする前に個別確認。
月協定・アルテミス合意	最新の参加国・各国の実施・解釈差は未確認。	加盟状況を数字で示す場合に公式資料を再確認。
舟の非武装検証	兼用技術の基準、域外脅威への救援、秘密保護の具体的両立は未設計。	確認可能性と自由の限界を先に定める。
HPの地球段追加・名称・文言	本書は草案のみ。五段の構成と新しい一枚の配置は未決。	CEOが公開の要否と文言を確定する。

〔願い〕 次の一手は、六つの仕組みに対し「一隻が合意を破る場合」の反例を一枚にまとめ、文章の設計図が閉じ込める制度になっていないかを点検することとする。

改訂記録

v1.1（改訂日：2026-10-11）

- #1 S1を2008年講義資料へ戻し、指定UN原文は403のため87・89・94条を事実から外した。
- #2 南極条約XII条の改正不発効条件を明記し個人の退出権の先例から外した。
- #3 天体上・揚陸地点・CWCの領域等と理事会中止を限定し航行中の確認を願いへ戻した。
- #4 六項目に各一行の不合格線を追加し、⑥の未成立と査察対象・人の位置の非監視を明記した。
- #5 HP案に登録国の許可・管轄と査察権・個人退出権を条文から導かない留保を追加した。
- #13 AのHP見出し・第2文・現在地を修正し、Bは海の循環確認後に受け継ぐ問いへ限定した。
- #14 都市の離岸・個人の退出・船団の分離と安全停止／支配停止の共通段落を両書に置き、B継承に燃料・寄港依存を明記した。